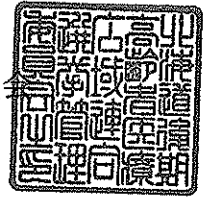


北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月6日

北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会



北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程第1号

北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「広域連合事務局次長」の次に「（広域連合事務局に選挙及び選挙管理委員会に関する事務を分担する担当課長を置いたときは、当該担当課長）」を加える。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。